



平成 28 年 12 月 27 日

各 位

会 社 名 ニチュ三菱フォークリフト株式会社
代 表 者 代表取締役社長 ニノ宮 秀明
(コード番号 7105 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員 管理本部 総務部長 松浦 英生
(TEL : 075-951-7171)

(開示事項の経過) ユニキャリア株式会社の株式取得 (子会社化) に関するお知らせ

平成 28 年 9 月 29 日付「ユニキャリア株式会社の株式取得 (子会社化) に関するお知らせ」にて、当社の持分法適用関連会社であるユニキャリア株式会社 (本社 : 神奈川県川崎市幸区、代表取締役社長 : 志岐彰、以下、ユニキャリア) の株式を追加取得 (以下、本株式取得) し、同社を連結子会社化すること、ならびに追加取得のための資金を三菱重工業株式会社 (以下、三菱重工) からの借入 (以下、本借入) により賄う予定であることをお知らせしておりましたが、本日、本借入に関する主要な条件が決定いたしましたので、下記の通り、お知らせいたします。

なお、本借入の条件につきましては、平成 28 年 12 月 15 日開催の取締役会において、本借入が当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書を社外取締役から取得することを条件とし、決議をしており、本日、意見書を取得したことで、本借入条件が正式に決定したものであります。

記

1. 本借入の内容

- ① 借入先 : 三菱重工業株式会社
- ② 借入金額 : 76,778 百万円
- ③ 借入利率 : 市場金利を参考にした変動金利
- ④ 借入実行日 : 平成 29 年 1 月 5 日
- ⑤ 最終返済期日 : 平成 39 年 1 月 5 日
- ⑥ 担保・保証の有無 : 無

2. 支配株主との取引等に関する事項

本借入は、当社の親会社である三菱重工との取引となり、支配株主との取引等に該当します。

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針と適合状況

当社が、平成 27 年 12 月 3 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において、親会社との取

引に関しては、「その取引条件等は、他の取引先との取引における契約条件や市場価格を参考に他の一般取引と同様に合理的に決定しております。また、取引の実施に当たっては、他の取引先各社と同様に社内規程等に基づく承認を経て、公正な取引を実施しております。」と定めており、本借入に関してはこの指針に適合しております。

(2) 少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本借入につきましては、平成28年12月27日付にて、当社の社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている加藤孝幸氏および大河内健氏から、本借入に係る決議を当社の取締役会が行うことは当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の取締役会宛の意見書を取得しております。意見の概要は次に示すとおりです。

【意見の概要】

①本借入の目的の合理性

当社は、平成28年3月31日にユニキャリアを当社の持分法適用関連会社とした。その後、当社とユニキャリアとが協議を重ねた結果、早期の経営統合が必須であると判断し、そのステップとして当社がユニキャリアを完全子会社とすることで、あらゆる事業領域における意思決定を迅速化して、シナジーの最大化・早期化をはかり、事業規模拡大を追求することが可能になるとの結論に至った。かかる背景のもと、当社は本株式取得に要する資金の調達を、長期的かつ安定的資金の調達を旨とし、三菱重工からの借入を選択した。本借入は当社の企業価値の向上に資するものであり、本借入の目的は、合理的である。

②本借入の手続きの公正性

当社の取締役のうち、本借入による資金調達の理由となる本株式取得に係る取引の相手方である三菱重工フォークリフト&エンジン・ターボホールディングス株式会社(以下、M-FET)の取締役を兼務している取締役2名は、それぞれ利益相反およびそのおそれを回避する観点から、当社の取締役会の本借入に係る検討には参加していない。

そして、当社の取締役会における本借入の実行に関する議案は、当社の取締役7名のうち、上記のM-FETの取締役を兼務している取締役2名を除く5名の全員一致により承認の取締役会決議が行われ、かつ、かかる議案の審議には、当社の監査役5名が出席し、その全員が、本借入の実行につき異議がない旨の意見を述べた。本借入においては、一般に公正と認められる手続きを通じて当社の株主の利益に対する配慮がなされている。

③本借入の条件の公正性

当社は、金融機関より本借入と同等の条件提示を受けており、本借入の条件は一般に公正なものと認められる。

④結論

本借入の実行は当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる。

(3) 公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項

本借入に関して、当社は、金融機関からの借入と同等の条件としており、かつ、以上の指針・意見等に基づき、当社の意思決定機関である取締役会の経営判断の下、独自に意思決定を行いま

した。なお、利益相反のおそれを回避するため、当社の代表取締役であり、三菱重工の子会社かつ当社の親会社であって本株式取得におけるユニキャリアの株式の譲渡人にあたる M-FET の取締役を務める二ノ宮秀明氏、ならびに当社の取締役であり、M-FET の常務取締役を務める牧村祐一氏は、本借入に関する取締役会における審議および決議には参加しておらず、本借入に関する協議・交渉にも参加していません。

以上